

欠席扱い？

特別な状況での欠席

発熱や家族旅行等で学校を休んだ場合は、欠席となりますが、下記のような場合には欠席扱いにはなりません。

①親族がなくなった場合

父母、祖父母、兄弟姉妹、伯叔父母については「忌引」となります。

②休校、学校閉鎖、学級閉鎖の場合（災害時や感染症の拡大予防等に行います。）

③感染症で欠席する場合

次頁の病気で学校を休む場合は「出席停止」となります。学校や学級でのさらなる病気の拡大を防ぐためですが、何よりお子さんの治療と安静のためです。



登校できる状況になりましたら、医療機関で「登校許可書」をもらい、登校時に学校へ提出してください。

※新型コロナウイルス感染症に関連し、感染への不安、家族や児童がPCR検査を受ける、または感染した等がありましたら、学校へ連絡をお願いします。



- ・台風や地震等により休校となる場合については、P. Ⅲ-6をご覧ください。
- ・学校感染症について、詳しくは、資料編P. Ⅳ-2をご覧ください。

出席停止になる感染症

感染症第1種	感染症第2種	感染症第3種	その他
エボラ出血熱など 12種	インフルエンザ	腸管出血性大腸菌感 染症	溶連菌感染症
	百日咳	流行性角結膜炎	手足口病※1
	麻疹	急性出血性結膜炎	ウイルス性肝炎
	流行性耳下腺炎	コレラ	伝染性紅斑※2
	風疹	細菌性赤痢	ヘルパンギーナ
	水痘	腸チフス	マイコプラズマ肺炎
	アデノウイルス感染症 (咽頭結膜熱など)	パラチフス	感染性胃腸炎※3
	結核	/	とびひ※4 (伝染性膿痂疹)
	髄膜炎菌性髄膜炎		/

☆ これらの病気の時には、医療機関で「登校許可証」が発行されます。(ただし、上記の1～4は、医師の判断により発行されないこともあります。)
「登校許可証」が発行された場合は、登校時に学校にご提出ください。